

流 環 審 第 4 号

平成 29 年 10 月 31 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市環境審議会
会長 新保 國弘



流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の改正
について（答申）

平成 29 年 9 月 26 日付け流環第 372 号で諮問のあったこの
ことについて下記のとおり答申します。

記

「流山市墓地等の経営の許可等に関する条例」は、墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等の基準その他墓地等の経営に関し、必要な事項を定めることにより、墓地等の経営の適正化を図るとともに墓地等と周辺環境の調和を図ることを目的としています。

これまでの間、必要な条例改正が行われ、適正な墓地の経営及び管理が図られてきました。

しかしながら、近年、高齢化や少子化が進むなか、墓地埋葬をめぐる社会環境も変化し、墓地や納骨堂に対する市民意識も変化するとともに多様化しています。

また、流山市では、つくばエクスプレスの沿線開発に伴い、人口増加や都市化が進んでおり、今後、新たな墓地や納骨堂の建設計画を巡って、近隣住民とのトラブルも懸念されます。

墓地や納骨堂は、市民生活にとって必要な施設であることは理解していますが、建設にあたっては周辺の生活環境への配慮や周辺住民に対しては十分な説明が行われる必要があります。

この度、市が、墓地や納骨堂の建設において、市への事前計画の提出、近隣住民への周知、説明会の開催を条例で義務付けるなど、これらの点に配慮し、改正を行うことは、必要であり、妥当であると考えます。